



保存版

吉野町

環境対策🍊ガイドブック

ごみの出し方・分け方

／ 混ぜればごみ、
／ 分ければ資源
ごみの出し方 **3** つのお願い

1

きちんと
分別して
出しましょう

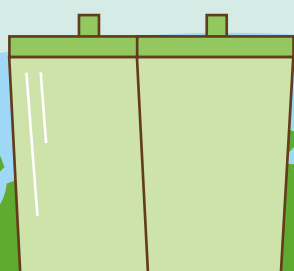
2

指定袋で
出しましょう

3

収集日と
時間を守って
出しましょう

きちんと分別して
リサイクル



目次

P01	吉野町のごみ処理状況
P02	ごみ処理の流れ
P03	燃えるごみ
P04	燃えないごみ
P05	資源ごみ ●ビン ●ペットボトル
P06	資源ごみ ●缶類 ●古紙(新聞・雑誌・段ボール・紙パック・シュレッダー紙) ●雑がみ
P07	粗大ごみ
P08	収集できないもの
P09	処理困難物について
P10	収集できないごみについて
P11	ごみを出す時のお願い 出前講座
P12	ごみ減量の創意工夫
P13	生ごみ処理機等購入補助金制度
P14	町指定ごみ収集袋・証紙販売取扱店
P15	クビアカツヤカミキリ発見のお願い
P17	野焼きの禁止
P18	廃食油の回収
P19	浄化槽の適正管理
P20	犬の登録・狂犬病予防接種 蜂や害虫等の駆除について
巻末	生ごみ3キリ運動



令和6年度 吉野町のごみ処理状況

1年間に町内から出たごみの量 1,905.3t

● 燃えるごみ 1,384.3t (前年比-61.2t)

● 燃えないごみ 336.2t (前年比-97.5t)

● リサイクルごみ 138.1t (前年比-0.6t)

● ビン 44.3t

● 段ボール 37t

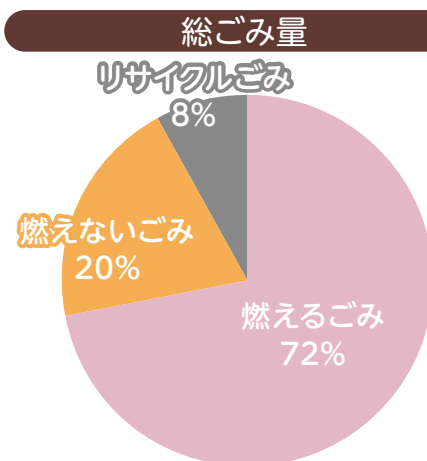
● 雑誌・紙パック・シュレッダー 39t

● 新聞 14.8t

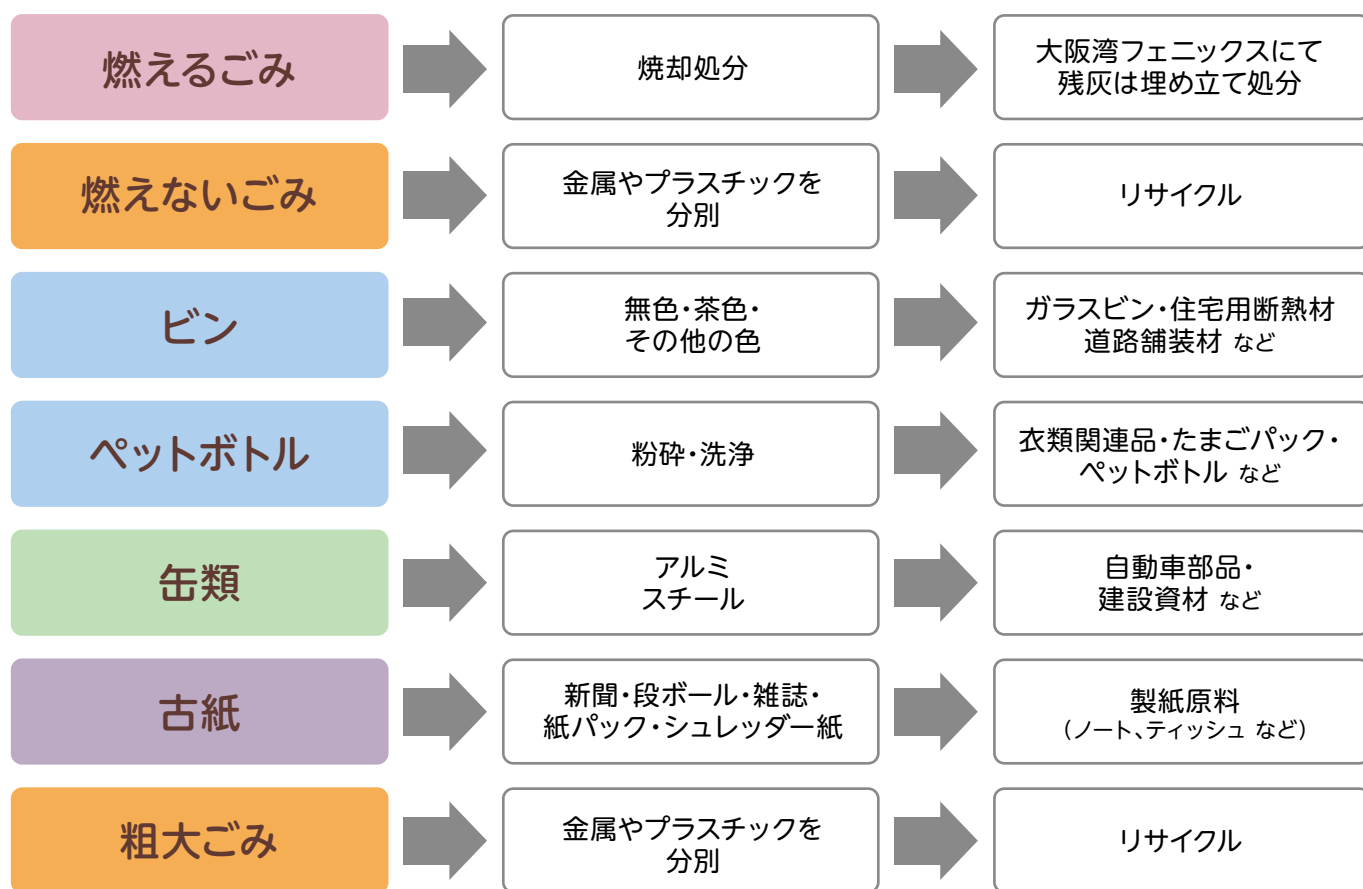
● ペットボトル 4.5t

● アルミ缶・スチール缶 12.9t

● その他 73.4t



吉野町のごみ処理の流れ



「4R」とは…

さらなる循環型社会を目指すために必要なRefuse（リフューズ）、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の4つのRの総称で、国は、「3R」（リデュース、リユース、リサイクル）を推進していますが、吉野町では、「3R」にリフューズを加えた「4R」を推進します。

ゴミを減らすための取り組み「4R」

ゴミになる
ものを
作らない、買わない

リフューズ
Refuse

取り組み例
企業：包装をシンプルにする、容器に入れず
中身だけをはかり売りする
個人：レジ袋をもらわずマイバッグを使う



ゴミの発生を
抑える

リデュース
Reduce

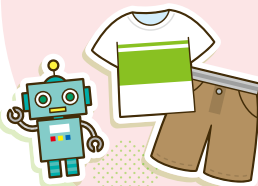
取り組み例
企業：食べきりサイズの商品を作って
食べ残しを防ぐ
個人：飲み物をマイボトルに入れて持ち歩く



ものの
再利用

リユース
Reuse

取り組み例
企業：服やバッグなどのレンタルを行う
個人：古着を買う、使わなくなったものを
欲しい人にゆずる



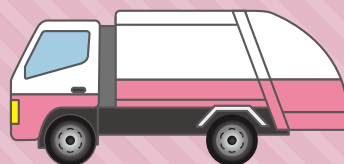
ゴミを
再資源化する

リサイクル
Recycle

取り組み例
企業：リサイクル容器やリサイクル商品の販売
個人：生ごみをたい肥にする、古新聞を資源
ごみとして出す



燃えるごみ (可燃ごみ)



可燃物収集袋(大)

吉野町

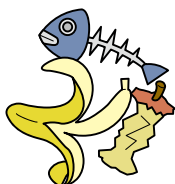
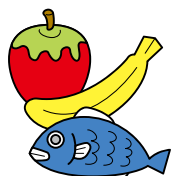
出し方のお願い

- *袋からはみ出さないでください。
- *袋からはみ出る大きなごみは粗大ごみで出してください。

鳥獣対策にご協力
お願いします。



生ごみ類



生ごみは
水気を
よく切る



よく水切りをして出してください。

枝類・落ち葉



土等を取り除いてください。
木や板は指定袋に入る範囲内
で出してください。指定袋に入
らない場合は粗大ごみで出し
てください。

グリーンセンターに持込みの際は、
事前に連絡して下さい

プラスチック、ビニール類

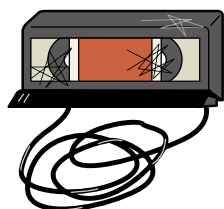
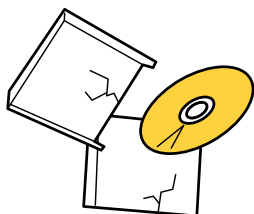


電池が入っている
場合は抜いてください。

皮製品



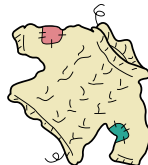
DVD、ビデオ



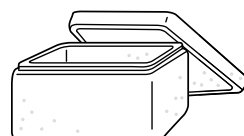
ゴム類、アルミ類



衣類



発泡スチロール



可燃物の袋に入ら
ない発泡スチロール
は、発泡スチロール
専用証紙を貼って出
してください。

食品の付着のある紙箱等

ピザ・たこ焼きなどの箱で食品の付着があるもの。



再生できない紙

汚れた紙・感熱紙・写真・内側
がアルミ張りの紙パック



猫砂・ペット糞尿

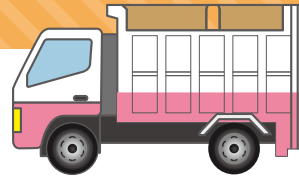
猫砂・ペット糞尿は可燃ゴミで
す。



燃えないごみ(不燃ごみ)

出し方のお願い

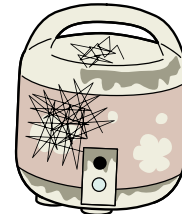
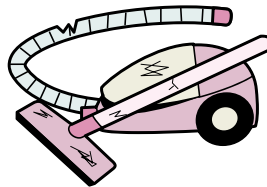
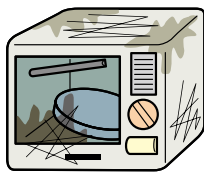
- *袋からはみ出さないでください。
- *袋からはみ出る大きなごみは粗大ごみで出してください。



不燃物ごみ専用袋

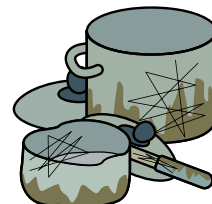
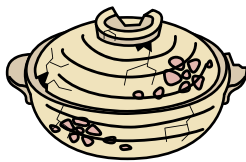
吉野町

小型家電製品



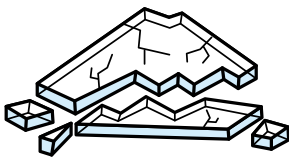
掃除機・電子レンジ・電話機・扇風機・傘・ドライヤー・換気扇・電気ポット・アイロンなど

陶器・食器類・鍋



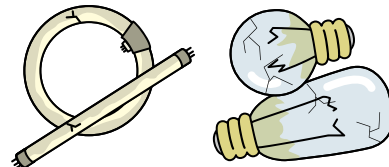
割れている場合は、紙や新聞などに包んで出してください。

ガラス類



割れている場合は、紙や新聞などに包んで出してください。枚数が多い場合は、ヒモなどで縛り、粗大ごみで出してください。

蛍光灯・電球



本数の多い場合は、ヒモなどで縛り、粗大ごみで出してください。

刃物類



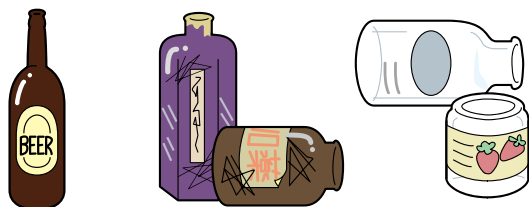
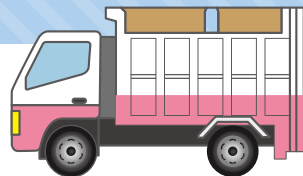
刃物を新聞や紙などに包んで出してください。

電池



本数の多い場合は、袋にまとめて指定袋に入れてください。

ビン



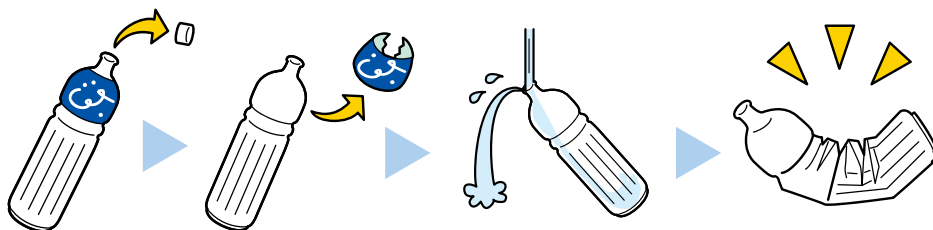
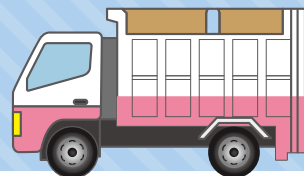
ジュースビン・一升ビン・ビールビン・
調味料のビン・ウィスキーのビン・
栄養ドリンクのビン・その他のビン

出し方のお願い

- *ビンは中を軽く水ですすいで、汚れを落としてください。
- *フタは必ずはずして出してください。
- *ガラスコップや陶器類は不燃物で出してください。
- *ポン酢や酢などキャップがはずれにくい物は上のフタのみ、ちぎって出してください。
- *割れている場合は紙や新聞などに包んで出してください。

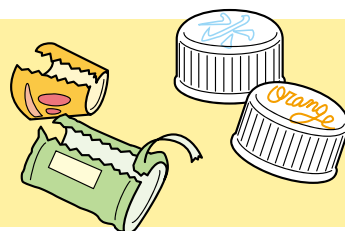


ペットボトル

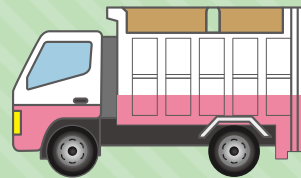


出し方のお願い

- ペットボトルは、キャップとラベルをはずして軽く水ですすいで出してください。
- *キャップやラベルは燃えるごみで出してください。

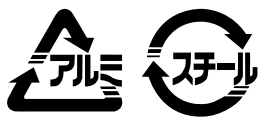


缶類



缶類専用袋

吉野町



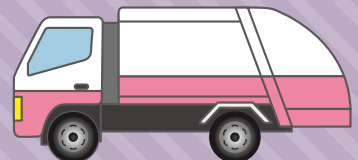
飲料缶、お菓子の缶、
スプレー缶、エアゾール缶、
カセットコンロ用ボンベなど



出し方のお願い

*軽く水ですすいで出してください。
*スプレー缶・ガスボンベは完全に使い
切り、穴を開けないで出してください。

古紙(新聞、雑誌、段ボール、紙パック、シュレッダー紙)



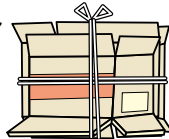
新聞



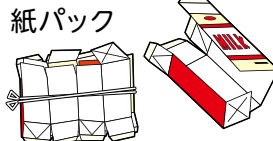
雑誌



段ボール



紙パック



シュレッ
ダー紙

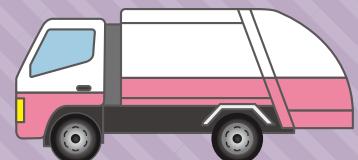


リサイクル出来ない紙類

*汚れた紙類・写真・アルバム・感熱紙(ファックス用紙、レシート)・感熱発泡紙・アルミコートされた紙(裏が銀色になっている紙パックやカップ麺のフタ)・防水加工紙(ビニールコート紙、油紙など)・カーボン紙・ワックス加工紙(紙コップ、アイスクリームのカップなど)・捺染紙(アイロンプリント、縫製用の型紙)・石けんの箱・線香の箱・米袋・卵を入れる紙製のパックなどは燃えるごみで出してください!

*コーティングされているかの判断(紙を少し破ってみて、破れるかどうかで判断してください。)

雑がみ(古紙回収時に袋に入れて出してください)



チラシ



メモ用紙



パンフレット



カレンダーなど



包装紙



紙袋



注意はがきは
貼ります

はがき、封筒



カタログ

●ビニールの類はとります
●紙の類はそのまま



ノート



コピー紙



名刺など

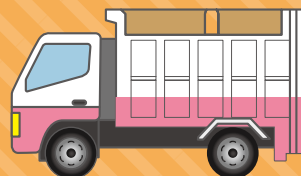


菓子箱



値札

粗大ごみ



粗大ごみ処理証紙

氏名

お願い

○

○

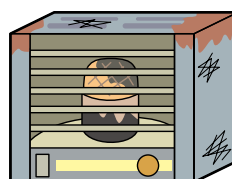
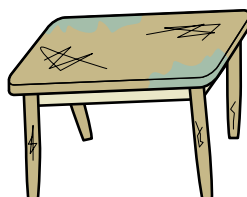
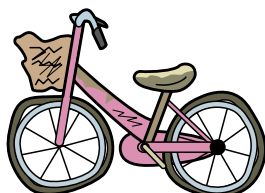
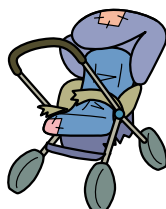
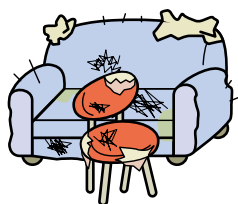
○

○

吉野町グリーンセンター

指定袋に入らない
燃えるごみ
燃えないごみ

草刈り機、ゴルフバッグ、コピー機、タンス、
つくえ、テーブル、ベッド、自転車、ソファ、
畳、ふすま、布団など



出し方のお願い

*必ず粗大ごみ専用証紙を貼って出してください。

やすらぎ収集(リクエスト収集)について

注意

*粗大ごみは大人2人で持ちあがる程度の重さでお願いします。

収集日 平日の午後(*年末年始・祝日は不可)
*観桜期は吉野山は除きます。

対象者 ※全世帯

予約方法 電話による予約(*平日8:00~16:00) 収集日までに事前訪問させていただきます。

予約内容 事前訪問可能日・収集希望日時・収集場所 ***室内への入室は不可です。**

最大利用回数・量 月1回 軽トラ1台分までとします。

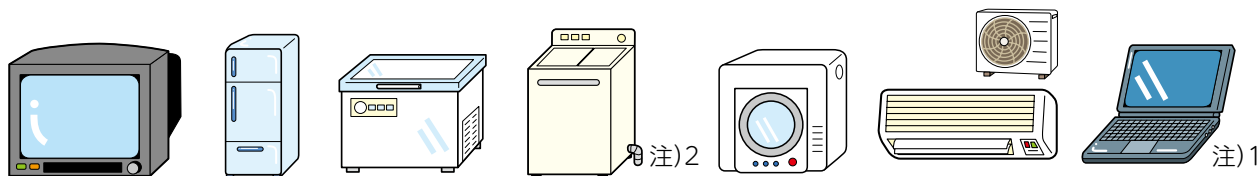
※収集時には、立合をお願いします。



収集できないもの

家電リサイクル、パソコンリサイクル対象品

テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、パソコン



処理困難物

下記のものは販売店または専門の処理業者に処理を依頼してください。



事業系ごみ

家庭以外から排出されたすべての品目、トイレ、浴槽、畳など請負等において発生したもの。

注)1 パソコンの各メーカー、一般社団法人パソコン3R推進協会のホームページをご覧ください。お電話でお問い合わせください。ホームページ <http://www.pc3r.jp/> Tel 03-5282-7685

注)2 家電小売店に依頼されるか、リサイクル料金を郵便局で払込後、指定の引き取り場所または、クリーンセンターに持ち込んでください。吉野町クリーンセンター Tel 0746-32-1275

注)3 消火器リサイクル推進センターにお問い合わせください。
ホームページ <https://www.ferpc.jp/> Tel 03-5829-6773

※くわしくは、次ページを参照

この“ごみ”は「処理困難物」となりますので 収集も持込も不可です。

	品 目	材質・用途など	出し方・ワンポイント
い	石		販売店・製造元・専門の処理業者に相談して下さい。
	板	建築や解体工事から出たもの	産業廃棄物として処理して下さい。
う	臼	石	販売店・製造元・専門の処理業者に相談して下さい。
	ウォーターサーバー		販売店・製造元・専門の処理業者に相談して下さい。
え	エタノール		取扱店などに引き取ってもらして下さい。
お	オートバイ		二輪車リサイクルシステムの指定引取場所、取扱店などに引き取ってもらして下さい。
	温水器		取扱店などに引き取ってもらして下さい。
か	ガスボンベ		取扱店などに引き取ってもらして下さい。
	ガソリン		取扱店などに引き取ってもらして下さい。
	火薬類		取扱店などに引き取ってもらして下さい。
	瓦		取扱店などに引き取ってもらして下さい。
き	業務用冷凍庫		取扱店などに引き取ってもらして下さい。
	金庫	据置き式（手掛け式は可） 金属 コンクリート	取扱店などに引き取ってもらして下さい。
	木くず	建築や解体工事及び製材所や木工加工所から出たもの	産業廃棄物として処理して下さい。
く	グリストラップから出る沈殿物		産業廃棄物として処理して下さい。
け	建築廃材		産業廃棄物として処理して下さい。
こ	コンクリート		販売店に相談するか、もしくは産業廃棄物として処理して下さい。
さ	殺虫剤（農薬）	農業用の殺虫剤	販売店に相談するか、もしくは産業廃棄物として処理して下さい。
し	砂利		販売店に相談するか、もしくは産業廃棄物として処理して下さい。
	消火器		注）3を参照して下さい。
す	砂		取扱店などに引き取ってもらして下さい。
せ	セメント		取扱店などに引き取ってもらして下さい。
	石膏ボード		専門業者に相談するか、もしくは産業廃棄物として処理して下さい。
	石油		取扱店などに引き取ってもらして下さい。
た	タイヤ	自動車、自動二輪	取扱店などに引き取ってもらして下さい。
	タイヤホイール		取扱店などに引き取ってもらして下さい。
	断熱材		専門業者に相談するか、もしくは産業廃棄物として処理して下さい。
ち	注射器・注射針		病院や処方された薬局と相談して下さい。
つ	土		専門業者に相談するか、もしくは産業廃棄物として処理して下さい。
て	電気温水器		専門業者に相談するか、もしくは産業廃棄物として処理して下さい。
と	灯油		取扱店などに引き取ってもらして下さい。
	塗料（ペンキ）		取扱店などに引き取ってもらして下さい。
の	農業用機械	耕運機など大型のもの	取扱店などに引き取ってもらして下さい。
	農薬		取扱店などに引き取ってもらして下さい。
は	ハードディスク		注）1を参照して下さい。
	廃油	灯油・ガソリン等	取扱店などに引き取ってもらして下さい。
	パソコン、モニター		注）1を参照して下さい。
	バッテリー	鉛蓄電池	取扱店などに引き取ってもらして下さい。
	バリケード	工事用	専門業者に相談するか、もしくは産業廃棄物として処理して下さい。
	パレット	木・プラスチック製共	産業廃棄物になります。
ひ	ビニールハウス	営業用として用いたもの	専門業者に相談するか、もしくは産業廃棄物として処理して下さい。
	肥料	液体状	取扱店などに引き取ってもらして下さい。
ふ	風呂釜	浴槽	専門業者、販売店に相談して下さい。
	ブロック	建設資材	専門業者に相談するか、もしくは産業廃棄物として処理して下さい。
	プロパンガス		取扱店などに引き取ってもらして下さい。
ほ	ホイール	自動車、バイク用品	取扱店などに引き取ってもらして下さい。
	ボイラー		取扱店などに引き取ってもらして下さい。

	品 目	材質・用途など	出し方・ワンポイント
も	木造解体材	建設工事に係るもの	専門業者に相談するか、もしくは産業廃棄物として処理して下さい。
	モーター	機械設備用	専門業者に相談するか、もしくは産業廃棄物として処理して下さい。
	モニター	パソコン用	注) 1 を参照して下さい。
れ	冷蔵庫・冷凍庫	業務用	専門業者に相談するか、もしくは産業廃棄物として処理して下さい。
	レンガ		専門業者に相談するか、もしくは産業廃棄物として処理して下さい。
	冷風機、冷風扇	スポットクーラー・ポータブルクーラー	注) 2 を参照して下さい。
わ	ワイヤー	事業活動で使用したもの	専門業者に相談するか、もしくは産業廃棄物として処理して下さい。
	ワイン庫	ワインセラー	注) 2 を参照して下さい。

注) 1 パソコンの各メーカー、一般社団法人パソコン3R推進協会のホームページをご覧ください。ホームページ <http://www.pc3r.jp/> Tel. 03-5282-7685

注) 2 家電小売店に依頼されるか、リサイクル料金を郵便局で払込後、指定の引き取り場所または、クリーンセンターに持ち込んで下さい。吉野町クリーンセンター Tel. 0746-32-1275

注) 3 消火器リサイクル推進センターにお問合せ下さい。ホームページ <https://www.ferpc.jp/> Tel. 03-5829-6773

この“ごみ”は収集できませんので事前にクリーンセンターに確認もしくは直接持込んで下さい。

	品 目	材質・用途など	分別区分	出し方・ワンポイント
あ	あぜシート		可燃物	状況によってはお断りします。
う	ウィンドファン		粗大	フロンガスを使用している製品は家電リサイクルの対象となります。
お	オイル		可燃物	状況によってはお断りします。
か	がれき		不燃物	状況によってはお断りします。
け	珪藻土マット		不燃物	アスベスト(石綿)を含む製品はお断りします。
す	炭		可燃物	直接持込んで下さい。
せ	石炭		可燃物	直接持込んで下さい。
た	タイル		不燃物	状況によってはお断りします。
て	鉄筋		不燃物	状況によってはお断りします。
	電動車いす		粗大	状況によってはお断りします。
と	トイレ	便座を含む陶器製のもの	粗大	状況によってはお断りします。
な	流し台		粗大	状況によってはお断りします。
	波板	プラスチック製	可燃物	状況によってはお断りします。
		金属製	不燃物	状況によってはお断りします。
の	農業用機械	管理機など小型のもの	粗大	状況によってはお断りします。
	農業用資材	マルチシートなど	可燃物	状況によってはお断りします。
は	灰(家庭用)		可燃物	直接持込んで下さい。
ひ	ピアノ、オルガン		粗大	状況によってはお断りします。
	ビーズクッション		可燃物	直接持込んで下さい。
	肥料	固形状・粉末状	可燃物	直接持込んで下さい。
ふ	風呂釜	浴槽	粗大	状況によってはお断りします。
ほ	ホームタンク	ボイラー用	粗大	状況によってはお断りします。
ま	豆炭		可燃物	直接持込んで下さい。
も	モバイルバッテリー		不燃物	膨張している場合は、直接持ち込んで下さい。
	もみ殻		可燃物	状況によってはお断りします。
れ	レジスター		粗大	状況によってはお断りします。
	練炭		可燃物	直接持込んで下さい。

ごみを出す時のお願い

! ごみの出し方について

ごみの種類は、「燃えるごみ」「燃えないごみ」「ビン」「ペットボトル」「缶類」「古紙」「粗大」の7種類に分類されます。指定のごみ袋に入れてお出してください。

! ごみの減量化と資源のリサイクルで循環型の社会を目指しましょう。

ごみの出し方3つのお願い

1 きちんと分別して
出しましょう

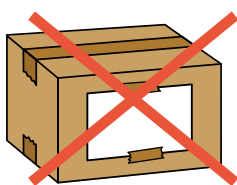
2 指定袋で
出しましょう

3 収集日と時間(午前8時までに)を
守って出しましょう

- 分別していないごみは回収できません。
- 指定ごみ袋の口を閉じることが出来ないほどの容量を入れないでください。ごみは適量を**入れ、きちんと結んで**お出ください。(下図参照)
- ごみ集積所等の美化のため地域で決められたルールを守りましょう。また、周辺の清掃を心がけるなど各自で協力しましょう。
- 自分の出したごみには責任を持ちましょう。



口が閉められない容量
オーバーのごみ



他の容器(段ボール等)に
袋を貼り付けたごみ



きちんと分別してないごみ
(分別されてない場合は張
り紙を貼り付けています)



正しく十字に結ばれた
ごみ

ごみ分別出前講座のご案内

吉野町ではごみ収集の直営化にともない、きめ細やかな収集業務を目指しています。

吉野町ではまずは身近な事から考えようと思い、出前講座を実施します。

燃えるごみ? 燃えないごみ? プラスチックは何になる? ごみに関する普段お悩みになる事を職員が直接出向き説明させていただきます。

申し込み対象 個人 又は団体・グループ

これは燃えるごみか
どうか分からない?

シャンプー容器は
何で出せばいいの?

ビンやペットボトルの
分別がよく分からない?



※費用は無料ですが会場等が必要な場合は
手配や準備、会場借り上げ料をお願いします。

ごみ減量の創意工夫

落ち葉・枝



草木など山に返せる物は、返してごみの減量化に繋げましょう。

生ごみ



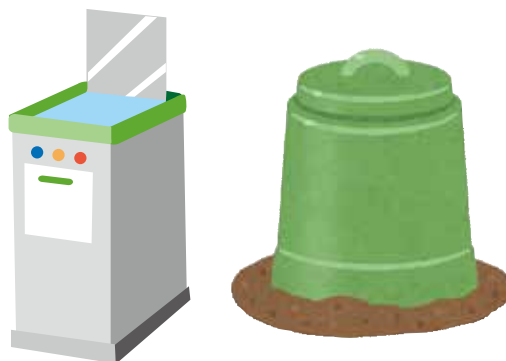
生ごみなどの水分量が多いごみは、出来る限り水を切って捨てましょう。

リサイクル



再商品化された物や、エコマークの付いている商品を使用しましょう。

コンポスト



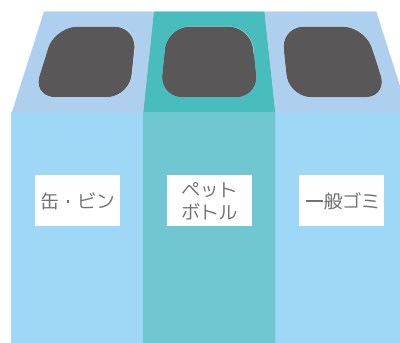
電気式や土中式コンポストを使って生ごみの減量に繋げましょう。

マイバッグ・マイボトル



ビニール袋・ペットボトルの使用を控えましょう。

分別



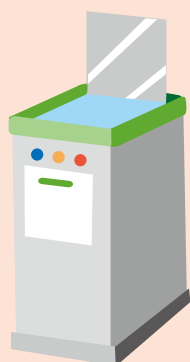
混ぜればごみ、分ければ資源！

生ごみ処理機等購入補助金制度

町では、家庭から出される生ごみの自家処理による減量対策を推進するため、生ごみ処理機等購入費の一部補助を行っています。なお、1世帯ごとに申請可能な数にそれぞれ上限があります。

A. 電動生ごみ処理機

- **対 象**：町内に住所があり、かつ居住している方
町税に滞納がない方
- **上 限**：5年間で1基まで
- **補助額**：購入価格(本体価格のみ)の3分の2(100円未満切捨)
上限30,000円まで



B. 生ごみ処理容器

- **対 象**：町内に住所があり、かつ居住している方
町税に滞納がない方
- **上 限**：5年間で2基まで
- **補助額**：購入価格(本体価格のみ)の3分の2(100円未満切捨)
上限5,000円まで



カラスよけネットを正しく利用しましょう

ごみは朝8時から順番に収集されます。収集されるまでの時間で、カラスや猫などによるごみ散乱被害を防ぐために、ごみ袋はカラスよけネットからはみ出さないよう排出して下さい。ネットがめくりあげられないようにおもしをするなどの工夫もお願いします。また、網目状の箱を設置いただいても回収することができます。

カラス等の対策をお願いします。



町指定ごみ収集袋・証紙販売取扱店

*役場関係

町民税務課 窓口 国栖の里総合センター
吉野町クリーンセンター 中竜門地域振興センター

*民間事業者

ローソン吉野町上市店
ヨシスト上市店
ローソン吉野リバーサイド店
キリン堂 大淀新野店

*その他、許可を得た自治会及び区

●尚、役場関係以外の販売店については、取扱っていない種類があります。

ごみ袋等の種類と金額

種 類	単 位	販 売 単 価
可燃物袋(特大)	1袋(10枚入り)	700円
可燃物袋(大)	1袋(10枚入り)	500円
可燃物袋(小)	1袋(10枚入り)	300円
不燃物袋	1袋(10枚入り)	500円
カン類	1袋(10枚入り)	500円
ビン類	1袋(10枚入り)	500円
ペットボトル用	1袋(10枚入り)	500円
発泡スチロール(証紙)	1シート(10枚)	400円
粗大ごみ(証紙)	1シート(5枚)	500円

台風接近時のごみ回収について

台風の接近に伴い、「暴風警報」が発令される場合がありますが、回収作業に影響を伴わない状況の場合は、通常どおり回収を行います。ただし、風雨が強く回収作業継続に危険が伴う場合については、一旦作業を中断し、天候の回復を待って回収作業を再開いたします。



クビアカツヤカミキリ発見のお願い

サクラ・モモ・ウメ
からのSOS

クビアカツヤカミキリのフラスを 見つけて知らせてください！

とくていがいらいせいぶつ 特定外来生物クビアカツヤカミキリの幼虫はサクラやモモ、ウメの木の中に住んでいます。

幼虫は木の中を食べて、木を弱らせて枯らしてしまいます。

放っておくとクビアカツヤカミキリはたくさん卵を産んで増え、次々に木を弱らせてしまうので、早く虫を見つけて木を守ったり、この虫が他の場所へ広がらないようにしないといけません。

フラスを見つけよう！

幼虫は「フラス」という木くずと幼虫のうんちが混ざったものを、木の外にたくさん出します。

そうめん・うどんのような形をしている
※地面に落ちたり、雨風が当たる等で形がくずれていることもあります。



じつぶつだい
実物大



じつぶつだい
実物大

せいゆう
成虫

体長：約2～4cm
胸が赤いのがポイント！



じつぶつだい
実物大

ようちゆう
幼虫

体長：最大約4cm
木の中を食べ進んで育つ

成虫は6～8月にしか見られませんが、フラスは一年中見ることができ、

クビアカツヤカミキリを早く見つけるための大切な手がかりです。

身近な道路や公園、学校、お家の庭などにある木に、下の写真のような木くずを見つけたら右面でさらに詳しい見分け方をチェック！

こんなところにあるぞ！
クビアカツヤカミキリのフラス



木の根元



木の幹



樹液と一緒に

クビアカツヤカミキリのフラス 見分け方

①フラスの形は、まん丸なボール状？



提供：(地独) 大阪府立環境農林水産総合研究所

いいえ

・そうめんやうどんのような細長い形
・大きなかたまり
・くずれて元の形が分からない

はい

スカシバガの仲間のフラス
ボールのようにまん丸な小さなツブをたくさん出す

②崩してみると、細長い形（繊維状）の木くずが多い？



いいえ

クビアカツヤカミキリのフラス
ポテチチップスやコーンフレークのような、丸くて薄い形の木くずがたくさん見られる

はい

ほかのカミキリムシのフラス
細長く削られた木くずがたくさん見られる

クビアカツヤカミキリのフラスかも！？

クビアカツヤカミキリはサクラ・ウメ・モモ等のバラ科の木を好みます。木の種類が分からなくても、フラスに①②の特徴があれば、お知らせください。



身近にあるサクラを
チェックしてみね

- ・発見した日、発見した場所、どうやって発見したかをお知らせ下さい！
- ・できれば、写真を撮って下さい（スマホでもOK！）
- ＊クビアカツヤカミキリを生きたまま持ち運んではいけません。

お問合せ先

◎吉野町 暮らし環境整備課 環境対策室

電話

0746-32-9024

メール

kankyot@town.yoshino.lg.jp

◎奈良県景観・自然環境課 生物多様性係

電話

0742-27-8757

野焼きの禁止

⚠ 野焼き(廃棄物の焼却)は法律で禁止されています！

野焼きとは

家庭や事業所から出た廃棄物(ごみ)を庭や空き地、田畑などで地面や素掘りの穴・ドラム缶・ブロックで囲んだ焼却炉を使用しての焼却は全て禁止されています。また、構造基準を満たさない焼却炉での焼却も禁止されています。(構造基準:廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条第7項)

法 律

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(焼却禁止)

第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却)

第14条 法第16条の2第3号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 1 国又は地方自治体がその施設管理を行うために必要な廃棄物の焼却
(河川や道路管理者が伐採した草木などの焼却)
- 2 震災、風水害、火災、凍霜害、その他の災害予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
(災害時における木くず等の焼却、凍霜害防止のための稲わらの焼却)
- 3 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
(とんど焼きなどの地域の行事における不要となった門松・しめ縄などの焼却)
- 4 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
(やむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却以外、違法となります注意して下さい。詳しくは担当課までお問い合わせ下さい。)
- 5 たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
(暖をとる為のたき火、キャンプファイヤーなどを行う際の木くず等の焼却など)

罰 則

違反した者は5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金(法人の場合は3億円以下)またはその両方を科せられます。

例外となる焼却を行う場合の注意点

- 1 風の向きや強さによって行う時間帯を考慮しましょう。
(「夜間」や「早朝」なら大丈夫だろうと思われがちですが、昼夜は関係ないのが現状です。)
- 2 煙の量や臭い、灰が飛ばないなど、ご近所の迷惑にならないよう配慮しましょう。(よく乾燥させてから焼却しましょう。)
- 3 **ご近所とのトラブルをさけるため「事前周知(一声かけ)」を行いましょう。**
(例外となる焼却であっても、「洗濯物に臭いがついて困る」「煙や臭いで目やのどが痛いなど」迷惑行為となります。一声かけをすることで、ご近所とのトラブルを避けましょう。)

消防署への届け出について

例外となる焼却を行う場合であっても、管轄する消防署へ「火災とまぎらわしい煙または火災を発生する恐れのある行為の届出書」により届け出をする必要があります。

なお、消防署への届出は、野焼きを許可するものではなく、火災防止のため状況を把握することを目的とするものです。詳しくは、吉野消防署(TEL 0746-32-1011)までお問合せ下さい。

今までの、慣習や風習にとらわれられずに、お互い譲り合って気持ちよく生活していきましょう。

野焼き



ブロック
積み



ドラム缶



一斗缶



令和8年1月1日から「林野火災注意報・警報」の運用を開始します。

くわしくは奈良県広域消防組合のホームページをごらんください。

てんぷら油の回収にご協力ください！

吉野町では、てんぷら油のリサイクルを進めています。
ご家庭の使用済てんぷら油が、**貴重な資源**となります。

使用済の植物性てんぷら油は、バイオディーゼル燃料(BDF)としてリサイクルされています。

吉野町のてんぷら油の出し方

①てんぷら油をこす



使い終わったてんぷら油をこして、天かすなどを取り除く

②ペットボトルなどに入れる

油は熱いうちには絶対にペットボトルには入れないでください。



冷ました後、ペットボトルなど(ガラスびんはダメ)中身が見える容器に入れる

③キャップをしめる



ペットボトルなどのキャップはしっかり閉めてください。

バイオディーゼル燃料にできる油は植物系の油(サラダ油やゴマ油、なたね油)です。灯油や動物性のラードやバターなどは資源化できません。

公共施設に回収BOXがありますので、ご協力お願いします。

回収BOX設置場所

- | | | | |
|---------------|--------------|-----------|----------|
| ● 吉野町役場 | ● 国栖の里総合センター | ● 吉野上市郵便局 | ● 中竜門郵便局 |
| ● 吉野町中央公民館 | ● 吉野郵便局 | ● 竜門郵便局 | ● 新子郵便局 |
| ● 中竜門地域振興センター | ● 吉野山郵便局 | ● 吉野宮滝郵便局 | |

回収BOXの設置等の御協力していただける地域の方、または飲食店で回収にご協力していただける方はご連絡ください。

回収BOXまたはペール缶の設置をさせていただきます。

浄化槽の適正管理

川を汚さないか

うちの排水の
においは…

浄化槽は

- ・年1回以上の清掃
- ・年1回の法定検査
- ・保守点検

※点検回数は浄化槽の種類によって異なります。

必要です。

浄化槽の
使い方って…

取りのぞこう 汚れと不安!!

- 合併処理浄化槽の設置に対する補助金制度があります。

浄化槽には維持管理が必要です

浄化槽の機能を適正に維持するために、浄化槽法で定められている法定検査、定期的な点検及び清掃を行ってください。

●法定検査

保守点検や清掃が適正に実施されているかを判断するための検査です。法定検査には、7条検査と11条検査があります。

7条検査: 浄化槽の使用開始後3か月を経過した日から5か月の間に、浄化槽が適正に設置され、稼働しているかの検査。

11条検査: 1年に1回、浄化槽の保守点検や清掃が行われ、正常に機能しているかの検査。

指定検査機関・・・7条検査 浄化槽設置事業者、11条検査 (一社) 奈良県環境保全協会 (0745-22-5161)

●保守点検

1年に3回以上(槽によって回数が異なります)、浄化槽の稼働状況を調べて、点検・調整等を行います。

点検業者・・・奈良県で登録されている保守点検業者

●清掃

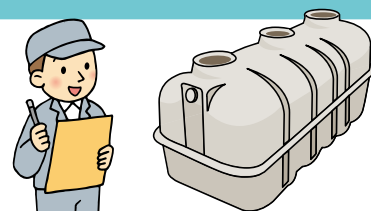
浄化槽は使用しているうちに、汚泥などが蓄積されるため、1年に1回以上の清掃(汚泥などの引き抜きや洗浄)を行ってください。

し尿汲取り・浄化槽の清掃業者

し尿の汲取り浄化槽の清掃は、町が指定している下記の業者に直接申し込んで下さい。

●太陽企業(株) 0746-32-5833

●山本衛生 0746-32-2866



犬の登録・狂犬病予防接種

未登録の場合



受付場所	持参するもの	交付される物	備考
暮らし環境整備課 または 指定動物病院	登録料 3,000円	鑑札	飼い主は生後90日以降の犬を市町村へ登録する義務があります。

※犬の登録・登録料の納付は、犬の生涯で1回です。

町外で登録済の場合



受付場所	持参するもの	交付される物	備考
暮らし環境整備課	以前の鑑札	鑑札	犬を登録した市町村発行の鑑札と吉野町発行の鑑札と交換します。

※飼い主・住所の変更・・・変更届を出してください。

犬が死亡した場合は、役場環境対策室(吉野町クリーンセンター)で手続きしてください。

生後91日以上以上の犬は、「狂犬病予防法」により、生涯1回の登録と年1回の予防注射が義務づけられています。吉野町では毎年5月に町内各地区を巡回し予防注射の接種を実施しています。5月中に登録や予防注射が出来なかった犬、または新たに生後91日以上以上の犬を取得した時は、30日以内に暮らし環境整備課環境対策室で登録をすませ、動物病院等で予防注射を受けてください。

これだけは守りたい飼い主の義務

- ① 動物の習性等を正しく理解して飼うこと。
- ② 最後まで責任をもって飼うこと。
- ③ 犬や猫の繁殖制限に努めること。
- ④ 動物による感染症の知識をもつこと。
- ⑤ 動物の所有者を明らかにするための措置をとるように努めること。

※犬の放し飼いは近隣住民とのトラブルになりますのでやめましょう。

蜂や害虫等の駆除について

事業所や個人の所有地内で発生した蜂や害虫等は、町では駆除しません。また、駆除にかかる費用の補助金等も行っておりません。

駆除等については、事故を防ぐためにも、なるべく害虫駆除専門業者にご相談ください。

特にスズメバチは強い毒性があり、刺されるとアナフィラキシーショックと呼ばれる強いアレルギー反応を起こし、重症のときには死に至る場合もあり大変危険です。

●家の敷地内で発見した場合

害虫駆除の専門業者にご相談ください。環境対策室では防護服の貸し出しを行っております。必要な方は事前に予約が必要です。(一社)奈良県ペストコントロール協会へお問合せください。 電話 0742-23-7312

【受付時間 祝日を除く月～金曜日 9時～16時30分まで】

●公園など公共施設で発見した場合

施設の管理担当課が対応しますので、役場までご連絡ください。



生ごみの減量化に向け 「生ごみ3キリ運動」に 取り組みましょう!



1 使いキリ

食材は無駄なく
使い切りましょう。

- 1 冷蔵庫チェック
定期的に冷蔵庫の食材をチェックし、
賞味・消費期限切れになる前に使い切る。
- 2 買いすぎない
買い物に行く前に食材の在庫チェック。
使いきれ必要な分だけ購入。
- 3 アレンジして使い切る
余ったおかずはアレンジして食べきる。



2 食べキリ

料理は残さず
食べきりましょう。

- 1 おうちでは
料理は食べきれる量だけ作り、残さず
食べる。食べきれなかったときは、冷蔵・
冷凍で保存する。
- 2 外出時は
食べきれる分だけ注文し、
残さず食べる。



3 水キリ

生ごみを出すときは
水気を切りましょう。

- 1 濡らさない
野菜のヘタなど使えない部分は、洗う前に
切り落とす。
- 2 ひとしぼり
生ごみを出す前に「ぎゅっ」とひとしぼり。
- 3 乾燥させる
お茶がら、果物の皮などは、一晩おいて乾燥させる。



お問い合わせ先

吉野町役場
暮らし環境整備課
環境対策室

●ごみの収集に関する事▶美吉野環境ステーション TEL 0746-39-9145
●ごみの分別・持込みに関する事▶吉野町クリーンセンター TEL 0746-32-1275
●環境行政全般▶環境対策室 TEL 0746-32-9024

※経済産業省イラスト集出典

令和8年3月